

随意契約（相手方指定）調書

件名	備品購入契約（カード裏書プリンター機器）	No.5200454
工（納）期	令和6年6月28日	
契約締結日	令和6年5月24日	
契約金額	8,890,200円（消費税込み）	

契約相手方	TOPPANエッジ株式会社 営業戦略本部 (法人番号：4010401050341)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	備品購入契約（カード裏書プリンター機器）
指定業者 （案）	名 称 TOPPANエッジ株式会社 営業戦略本部 所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号 代表者 本部長 鈴木 貴子
指定理由	本件は、マイナンバーカードや在留カード等への印字のために使用する裏書プリンター9台について、経年劣化により機器を購入する契約である。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、購入製品を指定するとともに、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ 【製品指定について】 現行の裏書プリンターでは、別に用意したスキャナを使用し、手動で券種の読み取り等を行っているため、裏書ミス、処理の遅れ、カード偽変造の問題が生じている。この問題点を解消できる機能として、券種自動識別、挿入方向自動判定、真贋判定等の機能が搭載された機器は上記製品のみであるため、製品指定は妥当であると考えられる。 【相手方指定について】 上記機能が搭載されている「PASiD Cube」を販売している唯一の業者であるため、当相手方指定は妥当であると考えられる。 以上のことから、購入製品を指定の上、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）